

いますぐまかせんサイ・ミニ
(しんきん保証基金保証)

(平成30年4月2日現在)

1. 商品名	○いますぐまかせんサイ・ミニ
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、保証会社の保証が受けられる方 ① お申込時およびご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方 ② 安定継続した収入のある方（貸越極度額60万円以上の場合） ③ 当金庫借入について履行延滞のない方 ④ 当金庫の会員となれる方 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが可能です。なお、会員となっていたかなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もありますので、詳しくは、窓口にお問い合わせください。
3. お使いみち	○ご自由にお使いいただけます。（ただし、事業性資金は除きます。）
4. ご融資形式	○当座貸越（普通預金セット型）
5. 貸越極度額	○10万円以上100万円以内（10万円単位）
6. ご契約期間	○3年（以降、原則3年毎の自動更新としますが、年齢が満70歳の誕生日以降の更新はできません。）
7. ご融資利率	○固定金利型とし、当金庫の所定の利率を適用させていただきます。 なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動する場合があります。 ※ご融資利率には、保証料を含みます。 ※ご融資利率につきましては、窓口でお問い合わせ下さい。
8. ご返済方法	○元金…契約期間内の随時返済とします。 ※当金庫のATM（現金自動預入支払機）で、随時ご返済できます。 利息…毎年2月と8月の第3土曜日を利息決算日とし、利息決算日の翌日に貸越元金に元加します。
9. 利息の計算方法	○毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式による計算 (付利単位100円)
10. 担保・保証人	○不要です。
11. 保証会社	○（一社）しんきん保証基金を保証会社とします。
12. 手数料等	○ローン口座開設時に、印紙代200円をローン口座から自動引落としにより徴求いたします。

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>14. その他</p>	<p>○いますぐまかせんサイ・ミニは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。</p>